

---

## 保険事業とERM—ERM展開の経緯と保険事業の立場—

岡山商科大学 大城 裕二

### 1. 今日に至るRMの展開

20世紀に入り経営問題への科学的論究が進展し、不確実性問題への取組みは、米国において実践的展開を見た。とくに、大恐慌を契機として、社会経済全体に費用節減思考が高まり、保険費用節減に関するリスク処理合理性が追求されるようになった。純粹リスクに拘る米国型RMは、保険可能リスクを基本的に重視する立場を堅持してきたが、1970年代にかけて静かに進行してきた情報化は、リスク処理代替案の開拓を高度に推進し、保険外リスク処理の重要性を大きく高めてきた。情報化の進展は、派生的に広域的経済同質性の潮流を育み、クロスボーダー取引とボーダーレス競争を刺激した。1980年代以降、規制緩和(deregulation)による広域的市場対応の動きが高度化し、伝統的価値体系による経営判断を危ういものにしてきた。今日、企業の成果認識は「リスク負担報酬説」に基づく理解を要する状況にある。このような環境変化の時代性は、リスク社会の到来を認識させ、企業社会では価値体系の財務収斂(Convergence)を進行させ、総合的(Comprehensive)、統合的(Integrative)、全体的(Holistic)、あるいは企業体的(Enterprise)リスクマネジメント、すなわちERMの展開を導き出している。

### 2. 環境変化とリスクマネジメント

ERMは、名称の如何を問わず、企業経営環境を大きく動かす社会経済局面のなかで、合理的意思決定を探る洗練された経営視点といえる。それは、基本的には情報化の潮流とその派生的環境動向の一つといえるグローバリズムの潮流に基づいている。これらは、様々な変革要因を導き、人間社会の基本的欲求を支える経済的改善を通じ、広域的経済同質性のエネルギーを導出し、新しい社会理念の形成に向けた摩擦をも惹起している。1990年代は、そうした局面が続々と表面化し、社会経済の変革方向性を模索させていた。

ニクソンショック(1971.8.15)とオイルショック(1973.12.23)以降、ガルブレイス『不確実性の時代』が示唆した時代性が強く認識させられることになり、1970年代末のイラン革命(1979.2)、1980年代の累積債務問題(1982-)、1980年代末葉のベルリン壁崩壊(1989.11.9)、1990年代中葉のアジア通貨危機(1997.7)、中国のWTO加盟(2001.12.11)等々、環境変化の不確実性問題を提起する上で枚挙に暇がない。当然、それらは世界的社会経済適正化の視点と絡んで

## 【平成23年度大会】

### 共通論題

報告要旨：大城 裕二

---

論議され、グローバルな社会において、その妥当な調整基準は簡単には見出せない。市場経済の正義も容易には浸透し難いところであり、比較的狭い地域的視点でこそ正当化できてきた宗教的、文化的、慣習的伝統についても、グローバル社会において何がしかの絶対的価値体系を訴え得るものなのか判然とし得ない。情報化とグローバリズムは、産業資本主義の拡大再生産過程を速やかに、また広範に回転させ、生産性の向上に成果を示してきたが、さらに誤りなく回転させることを、市場経済の重大な課題にしている。急速に展開する情報化とグローバリズムの背景には、価値判断の主要因としてリスク客観性とリスク処理科学性を必要とし、財務収斂が当面の課題となっている。ERMは、リスク社会を進む上での基本的フレームを提示しようとするが、その具体的姿はなお模索され続けられなければならない。

### 3. 保険事業と ERM

リスクマネジメントの発展は、不確実性問題への公正・公平なる科学的対応手法として発展してきた保険を基礎としている。それ自体、保険の代替案ではないが、保険対リスクマネジメントという対立関係が指摘されることもありながら、速やかに両者は連携関係にあることが明らかにされてきた。また、リスクマネジメントの発展が保険を凌駕する様相を呈し、不確実性克服の新しい主役を提起するかの展開が見られたが、リスク分析とリスク評価手法の飛躍的発達、その実践的有用性を保険との連携において開発させるところとなっている。ERMの展開も、リスク転嫁局面に多分の便益があり、保険はその基盤的手法とされている。

ERMと保険事業の関係に二つの観点がある。一つに、ERM展開における保険の役立てられ方を考察する局面であり、二つに、保険事業自身のERM展開である。ERM展開を企図する企業において、保険の関係局面は重大・多様であり、重要である。また、保険事業経営に展開されるべきERMは、まさにリスク処理問題の“last resort”として重大である。企業社会一般に、規制緩和下での企業統治(Corporate Governance)は当然であり、社会的責任(CSR)指針も同様である。さらに、法令遵守(Compliance)を規定してその具体的取組みが担保されなければならない。保険事業についてもERM環境に応じて保険原理に即したERM展開が考慮されるべきであるが、オペレーショナルな問題において健全性を担保し、危険負担関係を旨とする主たる事業側面においては、保険の原理的構造を踏まえて展開されなければならない。今日の複雑・繊細な経済社会環境にあつて、環境適合を図る視点こそが保険企業のERMといえるが、それでも、保険事業が単なるリスク負担事業に墮してはならないのである。